

話題提供



平成27年3月4日
東京税関

各 位

東京税関 知的財産侵害物品取締強化の取組みについて

東京税関では、本年3月4日（水）から3月10日（火）まで「知的財産侵害物品取締強化期間」として知的財産侵害物品の取締りを強化します。

平素から税関行政に対し、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

税関では、バッグ類や衣類等の偽ブランド品のほか、「消費者の健康・安全」に悪影響を及ぼす知的財産侵害物品等について、麻薬やけん銃等と同様に輸入してはならない貨物として取締りを行っています。

「消費者の健康・安全」に係る知的財産侵害物品には、健康被害のおそれのある偽医薬品、化粧品等のほか、抱っこ紐、電気製品、自動車用部品のように使用中に事故等を起こす危険性があるものもあり、これらの知的財産侵害物品の輸入差止めが増加しています。

このような状況を踏まえ、東京税関では、本年3月4日（水）から3月10日（火）までの7日間を「知的財産侵害物品取締強化期間」として、取締りを一層強化します。

また、強化期間中は、知的財産侵害物品の取締りについて、広く国民の皆様にご理解いただくための啓発活動をあわせて実施します。

知的財産侵害物品の不正輸入に関する不審な情報は、

密輸ダイヤル 0120-461-961 シロイ クロイ

(24時間受付)

東京税関ホームページ：<http://www.customs.go.jp/tokyo>
税関Twitter：http://twitter.com/custom_kun